

## (29) 企業にインセンティブを与える契約制度

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	本省調査	8,718,217の内数	8,812,327の内数	94,110の内数	—

事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防衛省が調達する防衛装備品は、「原価計算方式」により予定価格が算定されているものが多い。価格の構成要素となる原価等の適正性は、防衛省と契約先企業との間に存在する「情報の非対称性」に由来して、その検証の困難性が指摘されていることから、企業側の費用低減意欲を促すことが重要である。</li> <li>○ このため、防衛装備庁では、①報奨の額、②インセンティブ契約制度、③作業効率化促進制度、④共同履行管理型インセンティブ契約制度を導入しており、費用低減意欲を促す上で効果的・効率的な仕組みの構築と運用を図っているところである。</li> </ul>

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性		反映の内容等	
1. 報奨の額		1. 報奨の額	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業ヒアリングの結果、多くの企業が制度の存在自体を把握していなかったことから、認知状況が著しく悪く、本制度が契機となった費用低減とは言えない加算実態がある。</li> <li>○ <b>企業の費用低減努力とは全く無関係の外生的な要因による費用低減など、理由のつかない加算の仕組みを改め、制度概要の周知を徹底すべき。</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本制度が契機となった費用低減が活発であったとは言い難く、理由のつかない加算の仕組みを改めるべきという指摘を踏まえ、<b>令和7年度中の制度の廃止</b>を検討する。</li> </ul>	
2. インセンティブ契約制度		2. インセンティブ契約制度	3. 作業効率化促進制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業ヒアリングの結果、適用要件など制度の基本的な理解が企業に浸透していない可能性がある。</li> <li>○ <b>当面は制度の概要や適用事例の分かりやすい周知を徹底すべき。それにより、なお適用実態が低調であるならば、本制度は企業の費用低減意欲の契機として有効に機能しているとは言えないので廃止を検討すべき。</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 両制度とも、企業にインセンティブを与えて効率化を促す制度として内容が類似している一方で、細かな相違や複数の方式が併存していることが難解さにつながり、未だに企業に基本的な理解が浸透していないことを踏まえ、令和7年度中に<b>両制度を改正し、一元化・簡素化</b>する方向で検討する。</li> </ul>	
3. 作業効率化促進制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 併せて、制度が複雑で手続負担が大きいために制度適用に消極的な企業が多いという課題を踏まえ、適用手続の簡素化等の検討を行う。この際、希望する企業に対しては、現行の作業効率化促進制度の長所を引き継ぎ、発展させる形で、作業ロス改善に限らず、生産活動実態に応じて、<b>生産性向上活動全般に係る費用低減活動</b>に対して知見を提供できるよう検討する。</li> </ul>	
4. 共同履行管理型インセンティブ契約制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 加えて、制度への理解を広げ、その積極的な活用を促すため、制度改正後は、企業及び契約担当官等に対し、<b>新たな制度内容を継続的に周知</b>するとともに、<b>具体的な取組例を整理してHP等で事例紹介</b>を行う。</li> </ul>	4. 共同履行管理型インセンティブ契約制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試行中ではあるが、現時点において一定の費用低減効果が認められることから、<b>現状における効果を詳細に分析し、より適切な履行管理の方法や、対象となる範囲等を見直した上で、試行の総括に向けた具体的な工程を確立すべき。</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>適用する契約対象の範囲を見直す</b>とともに、<b>官民双方の事務の効率性</b>にも配慮した管理方法となるよう検討を行う。</li> <li>○ 現状、試行的運用の実績が十分に蓄積されていないため、検証可能となる段階（令和9～10年度）で総合的な評価を行う。</li> </ul>	